

錯誤に関する法制度の経済分析

2014年4月入学

赤羽寿海

I. はじめに

II. 民法 95 条の判例・学説

1 「錯誤」

- (1) 表示上の錯誤
- (2) 内容の錯誤
- (3) 動機の錯誤

2 「法律行為の要素」

- (1) 意思表示の内容化
- (2) 主観的因果関係・客観的重要性

3 「重大な過失」

III. モデル分析

1 モデル 1

- (1) 数値例
 - a 錯誤ある取引から生じる余剰が正の場合
 - b 錯誤ある取引から生じる余剰が負の場合
- (2) モデルに関するコメント

2 モデル 2

- (1) 数値例
 - a 錯誤無効が認められない法制度下での均衡
 - (a) (ケース 1) どちらの当事者も情報収集しないケース (両当事者にとって情報収集費用が高い場合)
 - (b) (ケース 2) 売主が情報収集するケース (売主の情報収集費用が低い

場合)

- (c) (ケース 3) 買主が情報収集するケース (売主の情報収集費用が高く、買主の情報収集費用が低い場合)

- b 錯誤無効を認める法制度下での均衡
- c 数値例の検討のまとめ

- (2) モデルに関するコメント

3 モデル 3

- (1) 数値例
- (2) モデルに関するコメント

IV. 経済分析の観点から見た日本の民法 95 条の解釈論

1 「錯誤」

2 「法律行為の要素」

- (1) 意思表示の内容化
- (2) 主観的因果関係
- (3) 客観的重要性

3 「重大な過失」

V. おわりに

I. はじめに

本稿は、Eric Rasmusen & Ian Ayres, Mutual and Unilateral Mistake in Contract Law, 22 The Journal of Legal Studies 309, (1993)¹⁾ (以下、ラスムセン＝エアーズ論文とする)

1) Eric Rasmusen & Ian Ayres, Mutual and Unilateral Mistake in Contract Law, 22 The Journal of Legal Studies 309, (1993).

の3つのモデルの分析を用いて、我が国の錯誤に関する法制度の評価を行うことを目的とする。そのために、以下の論述では、まず我が国における錯誤に関する法制度の状況を、民法95条に関する判例・学説を検討することで明らかにし、続いてラスムセン＝エアーズ論文で展開された3つのモデルを数値例で示す。最後に3つのモデルにおける分析結果を我が国の錯誤に関する法制度に適用し、これを効率性の観点から評価する。

なお、錯誤の経済分析に関しては林田教授の先行研究²⁾が存在する。しかし、この研究の依拠する³⁾ところのクロンマンの議論⁴⁾は、情報収集のインセンティブにもとばら注目したもので資源配分の効率性はほとんど考慮されていないことおよび社会的に価値ある情報しか考えていないことから、その射程に限界がある⁵⁾。したがって、林田教授の研究にも同様の限界が存する。本稿は、資源配分の効率性および社会的価値のない情報の収集を扱う点で、林田教授の研究を補完するものである。

II. 民法95条の判例・学説

本章においては、我が国における錯誤に関する法制度の機能を分析するための前提として、民法95条の判例・学説の状況を本稿の分析に必要な限度で明らかにする。民法95条は、「意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。」

と定めており、日本民法は上記の要件の下で、錯誤を根拠にその構成要素たる意思表示を無効とすることで法律行為⁶⁾を無効とするという制度を採用している。この規定から法律要件を抜き出してみると、①「錯誤」の存在、②錯誤が「法律行為の要素」に関するものであること、③表意者に重過失のないことが挙げられる⁷⁾。以下では、各要件につき順に検討することにする。

1 「錯誤」

本稿では伝統的通説⁸⁾ののっとなって、錯誤を表示上の錯誤、内容の錯誤および動機の錯誤の3つに分けて把握することとする。いわゆる意思表示理論を前提とするこのような錯誤の理解の仕方には有力な批判があるところではある⁹⁾が、上記の分類の仕方を否定する有力説においても、錯誤概念に含まれる事柄の外延においては伝統的通説とおおむね共通していると考えられる一方で、錯誤を分析的にとらえていくためには便利な区分であるから、モデル分析の結果を適用していく際の便宜のためにも、このような説明を採用する。

(1) 表示上の錯誤

表示上の錯誤とは、表示行為自体を誤ることによって生じる、表示上の効果意思と内心的効果意思の不一致のことをいう¹⁰⁾。例えば、売買契約を構成する意思表示につき代金を10,000円と表示しようとして、(言い間違えや誤記によって)1,000円と表示してしまったような場合である。この場合には表示行為

2) 林田清明「錯誤の経済分析 A.T.クロンマン所説とわが国錯誤法(1),(2完)」大分大学経済論集35巻1号90頁,2号123頁(1983)。

3) 林田・前掲注2)「錯誤の経済分析 A.T.クロンマン所説とわが国錯誤法(1)」93頁。

4) A. T. Kronman, Mistake, Disclosure, Information, and the Law of Contracts, 7 The Journal of Legal Studies 1, (1978).

5) Qi Zhou, *Contractual mistake and misrepresentation*, in CONTRACT LAW AND ECONOMICS, 33-34 (Gerrit De Geest ed. 2011).

6) 以下ではもっぱら契約、特に売買契約を念頭に置いて議論を進める。

7) 正確には、①・②要件は錯誤無効の要件であり、③要件はそれを主張するための要件であるといえるが、以下の論述ではこれらの区別は捨象する。また、主張立証責任の問題についても捨象する。

8) 我妻榮『新訂民法総則(民法講義I)』296頁以下(岩波書店,1965)。

9) 四宮和夫＝能見善久『民法総則【第8版】』214頁(弘文堂,2010)、内田貴『民法I【第4版】』70頁(東京大学出版会,2008)など。

10) 我妻・前掲注8)296頁および298頁参照。

からは代金を1,000円とする効果意思が認められるが、内心的効果意思は代金を10,000円とするという内容のものであるから、代金額の点において表示上の効果意思と内心的効果意思の不一致が生じてしまっている。

(2) 内容の錯誤

内容の錯誤とは、表示行為の意義を誤ることによって生じる、表示上の効果意思と内心的効果意思の不一致のことをいう¹¹⁾。例えば、鉛筆を目的物とする売買契約において、その数量を1ダースと表示したときに、表意者が1ダース=10本と考えていた場合がこれに該当する。この例では、表示行為からは12本の鉛筆を売買の目的物とする効果意思が認められるが、表意者が「ダース」という言葉を誤解したことにより、表意者の内心的効果意思は10本の鉛筆を目的物とするというものになっているから、表示行為の意義を誤ることによって、目的物の点において表示上の効果意思と内心的効果意思の不一致が生じてしまっている。

(3) 動機の錯誤

動機の錯誤とは、上記2つの類型とは異なり、表示上の効果意思と内心的効果意思との間に齟齬はないが、内心的効果意思を形成する動機が外界の事実と食い違った場合のことをいう¹²⁾。例えば、受胎した良馬と誤信して受胎せざる特定の駄馬を購入した場合がこれに該当する。この例においては、「この馬」を売買の目的物とするという点においては表示上の効果意思と内心的効果意思の不一致は存在しない。しかし、表意者たる買主は、「この馬」を売買の目的物とするという内心的効果意思を形成するに当たり、「この馬」が受胎した良馬であるという認識を動機としているところ、実際は「この馬」は受胎せざる駄馬であったのであるから、動機と事実との間に齟齬がある。

なお、伝統的通説においては特定物の性質

は効果意思を構成しないと解されているから、売買の目的物を「受胎したこの馬」とする効果意思があったということはできない点に注意を要する¹³⁾。

2 「法律行為の要素」

次に、以上の錯誤が「法律行為の要素」に関するものであることが必要となる。この文言の解釈は文言それ自体からは必ずしも明らかではないが、大審院以来の判例は、「法律行為の要素」とは、「各箇ノ法律行為ニ於テ表意者カ意思表示ノ内容ノ要部ト為シ若シ此点ニ付キ錯誤ナカリシセハ意思ヲ表示セサルヘク且ツ表示セサルコトカ一般取引上ノ通念ニ照シ至当ナリト認メラルモノヲ謂フ」としている¹⁴⁾。すなわち、意思表示の内容のうち（意思表示の内容化）、その点につき錯誤がなければ表意者は当該意思表示をしなかったことが認められ（主観的因果関係）、かつ通常人が表意者の立場にあったとしても同様である（客観的重要性）、といえる場合に錯誤が「法律行為の要素」に関するものであるといえることになる¹⁵⁾。以下では「法律行為の要素」の観念を以上の3つに分けて検討する。

(1) 意思表示の内容化

上述の通り、意思表示の内容化とは、錯誤のある事項が意思表示の内容となっていることをいう。まず、表示上の錯誤および内容の錯誤においては表示上の効果意思と内心的効果意思の不一致という意味での錯誤が存在するのであるから、意思表示の内容の中核たる効果意思につき錯誤があるといえるので、当然に意思表示の内容化という要件は肯定できる¹⁶⁾。

他方で、動機の錯誤の場合には、錯誤の事項が効果意思という形で当然に表示されている表示上の錯誤および内容の錯誤とは異なる

11) 我妻・前掲注8) 297-298頁参照。

12) 我妻・前掲注8) 297-298頁参照。

13) 山本敬三『民法講義I【第3版】】182頁Comment（有斐閣，2011）。

14) 大判大正7年10月3日民録24輯1852頁。

15) 我妻・前掲注8) 299-300頁。

16) 佐久間毅『民法の基礎1【第3版】】154頁（有斐閣，2008）。

り、動機が表意者の内心にのみ存しおおよそ表示されていないという場合がありうるから、当然に意思表示の内容になるということは難しい。この点につき大審院判例¹⁷⁾は、「通常意思表示ノ縁由ニ属スヘキ事実¹⁸⁾ト雖表意者カ之ヲ以テ意思表示ノ内容ニ加フル意思ヲ明示又ハ黙示シタルトキハ意思表示ノ内容ヲ組成スル」と述べており、この考え方は最高裁判例¹⁹⁾でも以下のように確認されている。「意思表示の動機の錯誤が法律行為の要素の錯誤としてその無効をきたすためには、その動機が相手方に表示されて法律行為の内容となり、もし錯誤がなかったならば表意者がその意思表示をしなかったであろうと認められる場合であることを要するところ（最高裁昭和二七年（オ）第九三八号同二九年一月二六日第二小法廷判決・民集八卷一一号二〇八七頁，昭和四四年（オ）第八二九号同四五年五月二九日第二小法廷判決・裁判集民事九九号二七三頁参照），右動機が黙示的に表示されているときであっても、これが法律行為の内容となることを妨げるものではない。」

これらの判例理論の解釈の仕方については争いがある。一つの考え方は、相手方に動機が表示されれば当然に意思表示の内容となると解するもの²⁰⁾であり、また一つの考え方は、動機が表示されただけでは当然に意思表示の内容となるわけではなく、表示以外に何らかのプラスアルファの要素を要求するもの²¹⁾である。これらの見解は、少なくとも動機の表示を要求するという限度では共通しているから、本稿の以下の論述では、以上両様の理解のあることを前提に、もっぱら動機の表示を要求するという点に絞って分析を行うこととする。

(2) 主観的因果関係・客観的重要性

これらの要件は前述したことでほぼ尽きているが、以降の分析との関係で一点指摘すべきことがある。それは、表意者についてであれ、表意者の立場に置かれた通常人についてであれ、「錯誤がなければ意思表示を行わなかった」という場合における意思表示とは、同一内容の意思表示であるということが前提とされているということである²²⁾。したがって、例えば錯誤があった場合に対価などの他の条件を調整することによって意思表示は成立しうるか、ということは考慮されていないと考えられる。

3 「重大な過失」

95条但書は、表意者に重過失がある場合に錯誤無効の主張を制限している。この点につき、相手方が、表意者が錯誤に陥っていることを知りまたは重大な過失によって知らなかった場合や、相手方も表意者と同一の錯誤に陥っていたような共通錯誤の場合には、重過失ある表意者にも錯誤無効の主張を認めるべきとする見解が有力である²³⁾。

Ⅲ. モデル分析

本章においては、ラスムセン＝エアーズ論文において展開された、錯誤（Mistake）に関する数理モデルを簡単な数値例で示した上で、それぞれのモデル分析の示唆するところを示す。具体的には、不完備情報動学ゲームの形式で示される各数値モデルの弱完全ベイジアン均衡²⁴⁾（Weak Perfect Bayesian Equilibrium）を求め、均衡間の優劣を効率性の

17) 大判大正3年12月15日民録20輯1101頁。

18) これは、動機のことである。

19) 最判平成元年9月14日家月41巻11号75頁。

20) 我妻・前掲注8)297-298頁，内田・前掲注9)67-68頁。

21) 森田宏樹「民法95条（動機の錯誤を中心として）」広中俊雄・星野英一編『民法典の百年Ⅱ 個別的観察(1) 総則編・物権編』192頁（有斐閣，1998），佐久間・前掲注16)155-156頁。ただし、これらの見解は何をもって意思表示の内容になるかにつき一致しているわけではない。

22) 我妻・前掲注8)300頁では、「その意思表示」という言い方がされており、問題とされている意思表示が同一内容であることを前提していると考えられる。ただし、意思表示における些細な差は意思表示の同一性を害さない、という議論の可能性は残されているように思われる。

23) 佐久間・前掲注16)151頁。また、改正民法95条3項はこの旨を定める。

24) (弱)完全ベイジアン均衡は、大まかにいえば、①不確実性のある状況下では、当事者は、信念を形成する、

観点から評価するというものを行う。

一般に錯誤の制度につきモデル分析を行うには、以下の3つの観点が重要になる²⁵⁾。第一の視点は、資源配分の効率性という観点である。すなわち、契約につき錯誤があるときには、契約の当事者が目的物の主観的価値についての評価を誤るということが起こりうる。それゆえ、錯誤のある売買契約が履行されると、本当は目的物をより高く評価している者からそれをより低く評価している者へ目的物が移転するということが起こることがある。その結果として資源配分の効率性が害される。逆に、目的物をより低く評価する者からより高く評価する者へ目的物が移転したにもかかわらず、当該契約が錯誤によって無効とされると、同様に資源配分の効率性を害しうる。こういうわけで、錯誤の分析においては資源配分の効率性に着目する必要があるのである。

第二は、情報に関するインセンティブの観点である。これは、情報収集のインセンティブと情報開示のインセンティブに分けられる。すなわち、錯誤によって契約が無効とされるとするならば、情報を持つ相手方としては、表意者に情報を開示することによって錯誤による契約を回避するインセンティブを持つこととなる。というのも、情報を隠して契約に入ったとしても後に錯誤無効となるならば契約利益を得ることができず、契約を結ぶ意味がないからである²⁶⁾。そして、このように相手方が情報を持つことによって契約から

利益を得ることができないならば、そもそも情報を収集するインセンティブを持たないこととなる。このように、錯誤に関する法制度の設計は情報収集・開示のインセンティブに影響を与えるから、この点にも着目する必要がある。

第三は、リスクの観点である。すなわち、モデル3の分析で見ると、錯誤に関する法制度はある種のリスクの総量を減少させることができるから、この点にも着目する必要がある。

以上3つの観点から、以下で検討する3つのモデルを整理すると、以下のようなようになる。モデル1では、資源配分の効率性と情報開示のインセンティブの関係を分析する。モデル2では、情報収集・開示のインセンティブの関係を分析する。モデル3では、リスクの問題を扱う。

ここで、本稿が採用する効率性の基準に言及しておく。以下で検討するモデル1およびモデル2においては、ラスムセン＝エアーズ論文と同様に²⁷⁾、均衡における各プレイヤーの利得の総和の最大化という効率性の基準を採用する。また、モデル3においてはカルドア＝ヒックスの効率性基準²⁸⁾を採用している²⁹⁾。そうすると、これらの効率性基準の関係が問題となるが、ほぼ同視してよいと考えられる³⁰⁾。本稿でかような使い分けを行うのは、便宜上のものである。すなわち、利得の総和の基準を用いる際には各プレイヤーの利得関数を完全に特定する必要が

②均衡経路上では、その信念は、相手方の戦略（行動計画）を前提として合理的に形成されている、③均衡において、各当事者の（各情報集合における）行動は、相手の戦略および信念を前提にした場合に、最適反応になっている、というものである。

この均衡概念の詳細は、Steven Tadelis, *Game Theory: an introduction* 307-312 (2013) 参照。以下、均衡というときはこの均衡概念のことを指す。

25) ラスムセン＝エアーズ論文 314 頁および Zhou, *supra* note 5, at 31 参照。

26) 加えて契約を結ぶと後に無駄な取引費用がかかるなどの積極的なデメリットも観念しうる。

27) 厳密には、ラスムセン＝エアーズ論文は、余剰（本稿後注 48）参照）の最大化を効率性の基準としている（例えば、Model1 についてはラスムセン＝エアーズ論文 320 頁、Model2 については同論文 330 頁を参照）が、取引不成立時の総利得は定数であるから、余剰の最大化と総利得の最大化とは同値である。

28) カルドア＝ヒックスの効率性基準とは、「ある社会状態の変更により不利益を被る人がいても、その人の不利益を填補してなお余りあるほどの利益が他の人に生じるのであれば、必ずしも現実には補償がなされなくてもその変更は効率的で望ましい」とする基準である（田中亘「取締役の社外活動に関する規制の構造 (2)」法協 117 巻 10 号 1425 頁、1505 頁（2000））。

29) ラスムセン＝エアーズ論文は、Model3 につき、いかなる効率性の基準によるかを明示していない。

30) 田中・前掲注 28) 1505 頁。

あるが、カルドア＝ヒックスの効率性基準を用いる際には必ずしもそれが不要なく、選好の性質を一定程度特定しておけば足りるところ、モデル1・2では利得関数を特定しているのに対し、モデル3ではリスク選好の特定のみで利得関数の特定までは行っていないので、便宜的にかような基準の使い分けを行っているのである³¹⁾。このような効率性の基準には批判も多い³²⁾が、法制度の評価に際して、当該法制度が利害関係者にもたらす帰結を考慮することを認めるなら、法制度の評価のスタートラインとしての意味は十分にあると思われる³³⁾。

1 モデル1

ここでは、モデル1を定義した上でその分析を行う。モデル1は、ラスムセン＝エアーズ論文314頁以下³⁴⁾で展開されているModel1に対応するものである。このモデルでは、経済学的な意味で合理的でありかつリスク中立的なプレーヤーである買主と売主がある品物を売買する場面において、一定の確率で両当事者にとっての価値が通常の物より高い品物が紛れ込むことがありうるという状況を扱う。

モデル1の下では、取引の流れは以下のようになる。まず、目的物の決定に際して $1-\alpha$ の確率で売買の目的物が通常の品物となり、その通常の品物の売主にとっての価値を v_0 、買主にとっての価値を $p_0=v_0+b_0$ とする。他

方、 $\alpha \in [0,1]$ の確率で通常より高価な品物が売買の目的物となり、その売主価値は v_1 、買主価値は $p_1=v_1+b_1$ とする。また、当事者らは当初、以上のことを知っているが、いざ取引をする特定の品物自体の価値は知らないものとする。

次に、目的物が高価な品物であるとき³⁵⁾には、売主は f_s の確率で、買主は f_b の確率で目的物が高価であるという情報をタダで手に入れる³⁶⁾。なお、便宜のため、 $g_s=1-f_s$ 、 $g_b=1-f_b$ とおく³⁷⁾。この時当事者は相手が情報を入手したかを知ることはできない。

そして、情報を手に入れた当事者は相手方に対してこれを開示するか決めることができる。

続いて、売主が買主に対して価格 p を提示して、買主がこれを受諾するか決定する³⁸⁾。買主が受諾すれば契約は成立し、さもなければ成立しないで終わる。

最後に、目的物の価値に関する情報が両当事者に判明する（前の段階で情報を手に入らなかった当事者も、この段階では情報が手に入るものとする）。この情報を受けて、売主は錯誤に関する法制度に従い、訴訟を提起し錯誤無効を主張するか決定する³⁹⁾。モデル1では、それぞれ、およそ錯誤無効が主張できない制度と、一方当事者にさえ錯誤があれば錯誤無効が認められる制度とを考える。錯誤無効が認められる場合に、売主が錯誤を訴訟で主張するのに要する訴訟費用を L とする⁴⁰⁾。なお、このモデルでは、「錯誤」を次

31) モデル1・2においては、リスク中立的な当事者を仮定しているため、金銭評価された結果 (outcome) を利得関数としてそのまま用いることができる。モデル3の数値例においては、金銭評価された結果の総和は法制度間で差がないのも関わらず、カルドア＝ヒックスの効率性の観点からは優劣がついているが、これはリスク回避的という当事者の属性から、結果をそのまま利得関数として用いることができないためである。このような場合、結果から利得関数を導き出すには、リスク選好を反映するために例えば、 $u(x)=\sqrt{x}$ (x は金銭評価された結果) のような関数を用いる必要がある。

32) 例えば、河上正二『民法学入門【第2版増補版】】152頁（有斐閣，2014）など。

33) 田中・前掲注28)1512頁参照。

34) より一般的な議論はこの部分参照。

35) 裏返せば、品物が通常のものであるときには、情報獲得はおよそ起こりえないことが仮定されている。

36) ここでは当然、 $f_s, f_b \in [0,1]$ であることが前提されている。

37) これは、品物が高価であることを所与とした、各プレーヤーが情報を得ない条件付き確率である。

38) 買主は、受諾する場合の利得が拒絶する場合の利得以上である限り、売主の申込みを承諾する。このように理解しないと、売主の最適反応が定義できず均衡となりえない場合が出てくる。

39) ラスムセン＝エアーズ論文では、共通錯誤のみ契約の効力を失わしめる法制度についても分析を行っているが（同論文313頁参照）、本稿では共通錯誤のルールは扱わない。

40) この費用は、売主のみにかかる点に注意を要する。

のように定義する。当事者が目的物の価値を知らない状態において、それが高価な商品であった場合に当事者に錯誤があるという。

そして、最終的に両当事者は、各段階での行動に応じて利得を得る。このとき、売主の利得は、取引が成立した場合には得られた代金となり、取引不成立の場合には目的物の（売主にとっての）価値となる（なお、訴訟費用 L がかかるときは、以上の値からそれを減ずる）。他方、買主の利得は、取引が成立した場合には目的物の（買主にとっての）価値一代金となり、取引不成立の場合には 0 となる⁴¹⁾。

(1) 数値例

錯誤ある取引から生じる余剰が正の場合

まず、以下のような具体的な数値例で考える。

$$\alpha=0.1, v_1=200, v_0=10, p_1=220, p_0=110, f_s=0.8, f_b=0.6, L=50$$

この数値例においては $p_i > v_i (i=0,1)$ であるから、錯誤のある取引からも正の余剰が生じることとなる。

第一に、およそ錯誤無効が認められない法制度の下での均衡を考える。この場合には、情報開示の段階において情報を得た売主は常に情報を開示し、買主は常に情報を隠す、情報を持つ売主は $p=220$ を提示し、情報を持たない売主は $p=p^* \cong 111$ を提示する、情報を持つ買主は $p \leq 220$ のとき承諾し、情報を持たない買主は $p \leq p^* \cong 111$ のとき承諾する、という戦略プロファイルと、この戦略プロファイルおよび事前確率分布（商品が高価である確率が α であることを示す確率分布）からベイズの公式によって導出される信念の組が均

衡を構成する⁴²⁾。その理由は以下の通りである。

情報を開示する段階にまず着目すると、売主は、（情報を有している限り）常に情報開示を行い、買主は常に情報開示を行わないことがわかる。というのも、売主からすれば情報を開示することによって、情報を持たない買主に目的物の買主価値が $p_1=220$ であることを知らしめることができるので、それによって情報を持たなかった買主なら受け入れることのない 220 の価格で売ることが可能となり、売主がより高い利得を得ることができるからである。逆に、買主は情報を開示しないことにより価格を低く抑えることができるから、情報開示を行わないのである。

このことから、売主が情報を得た場合（この事象を A とする）には、情報が常に開示される結果として売主は 220 の価格を提示し、買主はこれを受け入れることとなる（この場合には売主の利得は 220 となり、買主の利得は $220-220=0$ となる）。

他方で、売主が情報を得ていない場合（この事象は A^c とする⁴³⁾）はどうなるであろうか。買主が価格を受け入れる条件から考えると、買主は品物の価値を知っている場合（この事象を B とする）と、知らない場合（この事象は B^c とする）とがあるから場合分けする。目的物の価値を知っている場合⁴⁴⁾ には、取引を拒絶したときの買主利得が 0 であることからすれば、価格が 220 以下であれば受け入れるといえる。目的物の価値を知らない場合の中には、商品が通常のものである場合（この事象を C とする）と、高価なものである場合（この事象は C^c とする）とがある。買主は売主が情報開示をしていないことから売主が情報を得ていないことがわかるか

41) この利得の定義のうち、売主利得の定義は、ラスムセン＝エアーズ論文の Model1 における定義と異なるが、ラスムセン＝エアーズ論文は、利得の定義の仕方が論文の途中で変わっており（Model3 から、本稿と同じ定義になっている。また、Model2 についても Appendix では、本稿と同じ定義になっている）合理性がないと考えられるので、本稿では、最初から統一的な定義をしている。

42) なお、厳密には均衡経路外の情報集合上の信念も特定する必要があるが、議論を簡略化するため割愛する。以下の議論でも同様である。

43) この記号は、事象 A の補集合を表す。なお、任意の集合 x につき、 $(x^c)^c = x$ が成り立つ。以下、 $(x^c)^c$ を x^{CC} と表記する。

44) この場合には、目的物の買主にとっての価値は、常に $p_1=220$ である。

ら、買主はベイズの公式⁴⁵⁾により前者の確率が

$$\begin{aligned} & P(C^c|A^c \cap B^c) \\ &= \frac{P(A^c \cap B^c | C)P(C)}{P(A^c \cap B^c | C)P(C) + P(A^c \cap B^c | C^c)P(C^c)} \\ &= \frac{1-\alpha}{1-\alpha + \alpha g_s g_b} = \frac{0.9}{0.9 + 0.1 * 0.2 * 0.4} \end{aligned}$$

であることがわかり⁴⁶⁾、後者の確率が

$$\begin{aligned} & P(C^c|A^c \cap B^c) \\ &= \frac{P(A^c \cap B^c | C^c)P(C^c)}{P(A^c \cap B^c | C)P(C) + P(A^c \cap B^c | C^c)P(C^c)} \\ &= \frac{\alpha g_s g_b}{\alpha g_s g_b + 1-\alpha} = \frac{0.1 * 0.2 * 0.4}{0.1 * 0.2 * 0.4 + 0.9} \end{aligned}$$

であることがわかる。このことから買主は

$$\begin{aligned} p^* &= P(C|A^c \cap B^c)p_0 + P(C^c|A^c \cap B^c)p_1 \\ &= \frac{0.9 * 110 + 0.1 * 0.2 * 0.4 * 220}{0.9 + 0.1 * 0.2 * 0.4} \\ &\cong 111 \end{aligned}$$

以下であれば受け入れることとなる。

以上の買主の買い受け条件を前提とすると、売主としては、買主が情報を得ていることを期待して $p_1=220$ を提示するか、買主が情報を得ていないことを期待して $p^* \cong 111$ を価格として提示することとなろう。売主が情報を得ていないことを所与とすると、売主はベイズの公式によって、買主が情報を得てい

る確率を

$$\begin{aligned} P(B|A^c) &= \frac{P(A^c|B)P(B)}{P(A^c|B)P(B) + P(A^c|B^c)P(B^c)} \\ &= \frac{0.1 * 0.2 * 0.6}{0.9 + 0.1 * 0.2} \end{aligned}$$

と、買主が情報を得ていない確率を

$$\begin{aligned} P(B^c|A^c) &= \frac{P(A^c|B^c)P(B^c)}{P(A^c|B^c)P(B^c) + P(A^c|B)P(B)} \\ &= \frac{0.9 + 0.1 * 0.2 * 0.4}{0.9 + 0.1 * 0.2} \end{aligned}$$

と計算できる。したがって、売主が 220 を提示したとき、買主が情報を得ている場合に限り取引が成立するので、売主の利得は、

$$\begin{aligned} & P(B|A^c)p_1 + P(B^c \cap C|A^c)v_0 + P(B^c \cap C^c|A^c)v_1 \\ &= \frac{0.1 * 0.2 * 0.6 * 220 + 0.9 * 10 + 0.1 * 0.2 * 0.4 * 200}{0.9 + 0.1 * 0.2} \\ &\cong 14.4 \end{aligned}$$

となる。他方、売主が 111 を提示したときの利得は 111 となる。よって、明らかに後者の方が大きいから、売主は $p^* \cong 111$ を提示し 111 の利得を得ることとなる。

以上より、およそ錯誤無効が認められない制度の下では、上記の均衡が成立する結果として、常に取引が成立する⁴⁷⁾ので、取引から生じる総利得（売主の利得と買主の利得の総和）は、

$$(1-\alpha)p_0 + \alpha p_1 = 0.9 * 110 + 0.1 * 220 = 121$$

45) ベイズの公式とは、事前確率 $P(A)$ から、事象 B の情報を用いて事後確率 $P(A|B)$ を求めるための公式であり、最も簡単な形では、以下の式で示される。

$$P(A|B) = \frac{P(B|A)P(A)}{P(B|A)P(A) + P(B|A^c)P(A^c)}$$

より詳しくは、森棟公夫ほか『統計学』150 頁以下（有斐閣，2008）を参照。

46) これは、前掲注 45) の公式に、 $A=C$ と $B=A^c \cap B^c$ を代入したものである。

47) 取引成立時の総利得は、 $p_1(i=0,1)$ と等しい。なぜなら、価格を p とおくと、取引成立時の売主利得は p 、買主利得は $p_1 p(i=0,1)$ となり、総和において p が打ち消し合うからである。

となる。

第二に、一方当事者にさえ錯誤があれば無効主張が認められる法制度の下での均衡を考える。この場合には、情報開示の段階において情報を得た売主・買主は共に常に情報を開示する、情報を持つ売主は $p=220$ を提示し情報を持たない売主は $p=110$ を提示する、情報を持つ買主は $p \leq 220$ のとき承諾し、情報を持たない買主は $p \leq 110$ のとき承諾する、錯誤無効を主張しうる売主は常に錯誤無効を主張する、という戦略プロファイルと、この戦略プロファイルおよび事前確率分布から導かれる信念の組は均衡となる。その理由は以下の通りである。

まず情報開示の場面に着目すると、この場合には両当事者が情報開示を行うことが最適反応となる。なぜなら、売主については上記と同様の理屈が妥当し、買主については仮に開示せず取引をしたとしても後の錯誤無効の主張により取引が無に帰すからである。

したがって、少なくとも一方の当事者が情報を得ているような場合には、情報開示されることによって売主は価格 220 を提示し、買主はこれを受諾することがそれぞれ最適反応となる。

他方、両当事者が情報を得ていない場合には、売主は 110 を提示し買主はこれを受け入れることが最適反応となる。なぜなら、通常より高い価値の品物のときには売主から錯誤無効の主張がなされる結果、買主は品物が通常のものである限りにおいてしか当該品物を保持し得ないため、110 を上回る代金を買主が出す理由がないからである。そして、品物が通常より高価であった場合には、売主は錯誤無効の主張をすることとなる。なぜなら、錯誤無効の主張をすれば $v_1 - L = 200 - 50 = 150$ を得られるのに対し、そのような行動をとらなかった場合には 110 を得られるにとどまるからである。

以上より、上述の戦略プロファイルと信念の組が均衡となる結果、一方当事者にさえ錯

誤があれば無効主張が認められる法制度の下では、双方が錯誤に陥っている場合に限り錯誤無効の主張がされ、それ以外の場合には有効に契約が成立するから、総利得は、

$$(1-\alpha)p_0 + \alpha(1-g_s g_b)p_1 + \alpha g_s g_b(v_1 - L) = 0.9 \cdot 110 + 0.1 \cdot (1 - 0.2 \cdot 0.4) \cdot 220 + 0.1 \cdot 0.2 \cdot 0.4 \cdot (200 - 50) \geq 120$$

となる。

この検討から、以上の数値例においては、総利得がより大きい錯誤無効の主張をおよそ認めないルールの方が効率性の観点から望ましいといえることができる。そして、そもそも取引から生じる余剰⁴⁸⁾が常に正であるような場合においては、錯誤無効を認める分だけ訴訟費用と資源配分の非効率が生じるから、以上の検討を一般化して、取引から生じる余剰が常に正であるような場合には、錯誤無効を認めない法制度が望ましいといえることができる⁴⁹⁾。

b 錯誤ある取引から生じる余剰が負の場合

次に、Ⅲ 1 (1) a の数値例において $v_1=300$ に変更した数値例を考える。この数値例では、 $p_1 < v_1$ であるから、錯誤ある取引からは負の余剰が生じることとなり、錯誤ある取引は、資源配分の効率性の観点から望ましくないということとなる。

ここでも、第一に錯誤無効をおよそ認めない法制度の下での均衡を考える。この場合には、情報開示の段階において情報を得た売主は常に情報を開示し、買主は常に情報を隠す、情報を持つ売主は $p=300$ を提示し、情報を持たない売主は $p=p^*=111$ を提示する、情報を持つ買主は $p \leq 220$ のとき承諾し、情報を持たない買主は $p \leq 111$ のとき承諾する、という戦略プロファイルと、この戦略プロファイルから導出される信念の組は均衡を構成する。その理由は以下の通りである。

まず、売主が情報を得た場合を考えると、

48) 取引から生じる余剰とは、当該取引が成立した場合の総利得－取引不成立時の総利得のことである。この値は、錯誤の無い場合とある場合に対応して、 $b_i(i=0,1)$ と一致する。

49) ラスムセン＝エアーズ論文 320 頁参照。

このときには取引が発生しないことがわかる。というのも売主は取引が不成立だとしても300の利得を得るのだから300以上の価格を提示しようとするところ、買主は高々220までしか出さないから買主が売主の提示する価格を受け入れることはありえないからである。

次に、売主が情報を持たない場合を考える。このときは、III 1(1)aにおけるのと同様の理由で、買主は情報開示を行うインセンティブを持たない。それゆえ、III 1(1)aと同様に情報を持たない買主は

$$p^* = \frac{0.9 \cdot 110 + 0.1 \cdot 0.2 \cdot 0.4 \cdot 220}{0.9 + 0.1 \cdot 0.2 \cdot 0.4} \cong 111,$$

情報をもつ買主は220以下であれば取引を受け入れることができる。そして、同様に売主が220を提示したときの売主利得は15.3、111を提示したときは111となる。他方で、取引がないときの売主利得は、

$$P(C|A^c)v_0 + P(C^c|A^c)v_1 = \frac{0.9 \cdot 10 + 0.02 \cdot 300}{0.92} \cong 16.3$$

である⁵⁰⁾から、結局売主は111を提示し、買主はこれを受け入れることとなる。

よって、錯誤無効をおよそ認めない法制度の下では、売主が情報を得たときかつそのときに限り取引がなされないこととなるので、総利得は、

$$(1-\alpha)p_0 + \alpha f_s v_1 + \alpha g_s p_1 = 0.9 \cdot 110 + 0.1 \cdot 0.8 \cdot 300 + 0.1 \cdot 0.2 \cdot 220 \cong 127$$

となる。

第二に、一方当事者にさえ錯誤があれば無効主張が認められる法制度の下での均衡を考える。この場合には、情報開示の段階において情報を得た売主・買主は共に常に常に情報を開示する、情報を持つ売主は $p=300$ を提示し、

情報を持たない売主は $p=110$ を提示する、情報を持つ買主は $p \leq 220$ のとき承諾し、情報を持たない買主は $p \leq 110$ のとき承諾する、錯誤無効を主張しうる売主は常に錯誤無効を主張する、という戦略プロファイルと、この戦略プロファイルおよび事前確率分布から導かれる信念の組は均衡となる。

ここでも上記と同様に、売主が情報を得た場合には取引が成立しない。また、買主が情報を得た場合には、III 1(1)aで論じたように情報を売主に開示することとなるから、結局この場合にも取引は成立しないこととなる。したがって、両当事者が情報を得ていない場合が残る。このとき、買主は110以下でないと取引を受け入れない。高価な品物のときは錯誤無効の主張がされるからである。それゆえ、この場合には、売主は110の価格を提示し、買主がこれを受け入れることによって契約が成立することとなる。そして、品物が通常より高価なものであったときは錯誤無効の主張がなされることはIII 1(1)aの数値例と同様である。

よって、一方当事者にさえ錯誤があれば無効主張が認められる法制度の下では、両当事者が情報を持たないときに限り価格110で取引が行われ、錯誤があった場合には錯誤無効の主張がなされるということとなるので、総利得は、

$$(1-\alpha)p_0 + \alpha(1-g_s g_b)v_1 + \alpha g_s g_b(v_1 - L) = 0.9 \cdot 110 + 0.1 \cdot (1-0.2 \cdot 0.4) \cdot 300 + 0.1 \cdot 0.2 \cdot 0.4 \cdot (300-50) \cong 129$$

となる。

以上から、この数値例においては、一方当事者にさえ錯誤があれば無効主張が認められる法制度の方が総利得が大きく、効率性の観点から望ましいということがいえる。しかしながら、この結果は当然には一般化できない。というのも、錯誤無効を認めない法制度の下では、訴訟費用が生じない代わりに資源配分の非効率が生じる一方で、一方当事者に

50) $P(C|A^c) = \frac{P(A^c|C)P(C)}{P(A^c|C)P(C) + P(A^c|C^c)P(C^c)} = \frac{1-\alpha}{1-\alpha+\alpha g_s}$, $P(C^c|A^c) = 1 - P(C|A^c) = \frac{\alpha g_s}{1-\alpha+\alpha g_s}$ となる。

さえ錯誤があれば無効主張が認められる法制度においては、資源配分の非効率を解消する代わりに訴訟費用が生じているからである。それゆえ、錯誤のある取引から負の余剰が生じる場合であって、かつ、資源配分の非効率の度合いが訴訟費用に比べて大きい場合限り、一方当事者にさえ錯誤があれば無効主張が認められる法制度が望ましいという一般化が可能であると考えられる⁵¹⁾。

(2) モデルに関するコメント

まず、モデル1の錯誤の定義がやや不自然だということが挙げられる。ここでは、当事者は自身が目的物の真の価値を知らないことを知っており、目的物の価値がどのような値になるかについての確率分布の情報を得ている。このような場合に錯誤ありといえる状態なのか疑わしいという議論はありえよう。しかし、そもそも錯誤ある取引において通常考えられている例においても、当事者が目的物の価値が一定の値であると確信しているとまではいいにくいように思われるし、そうであるなら必ずしも真の確率分布に等しいとは限らないとはいえ、少なくとも無意識的に目的物の価値の確率分布に関する信念を持っていると思われる。そうであるなら、このような錯誤の定義もおよそ参考にならないほど不自然とまではいえず、一定の妥当性があるといつてよいであろう。

次に、このモデルは取引後の再契約の可能性を考慮していない点に特徴がある。これも一見不自然な仮定に思われるかもしれない。というのも、錯誤の場面に登場する当事者はすでにいったんは取引を行っているため、当事者間の再取引によって資源配分の非効率を解消することが一見容易であるように見えるからである。しかし、当事者間ですでに取引をしたからといって、再取引にかかる取引費用が小さいということは当然には仮定できない。なぜなら、錯誤の認められるケースの多くの部分は詐欺が認められるケースとかぶっているといえることができる⁵²⁾。また仮

に重なっていない部分についても、一方当事者は他方当事者に対して不信感を抱くことが十分ありうる。このような場合には、再契約に際し小さくない心理的な取引費用がかかることが予想される。それゆえ、再契約の可能性をとりあえず捨象するというモデル設計にも一定の合理性があるといえることができる。

2 モデル2

モデル2は、ラスムセン＝エアーズ論文314頁以下で展開されているModel2に対応するものである。このモデルでは当事者らが売買の目的物の価値につきコストをかけて情報収集が可能な場合に、錯誤のルールがそのような行動のインセンティブに与える影響を検討する。

そこで、モデル2を以下の点でモデル1を変更したものとして定義する。売主・買主は偶然に情報を手に入れることはなく、その代わりに、それぞれ c_s 、 c_b の費用をかけた場合に、確実に情報を得ることができるとする（費用をかけて情報を得るかどうかは、各当事者の選択に任される）。

(1) 数値例

モデル2では次のような場合を考える。

$$\alpha=0.1, v_1=300, v_0=10, p_1=300, p_0=110$$

この数値例の下では、情報収集には社会的価値がない。なぜなら、 $p_i \geq v_i (i=0,1)$ が成立するから、取引は負の余剰を生じることがない（品物に高い価値がある場合、取引をしないかは無差別である）。よって、情報収集をすることにより、非効率な取引が防げるということはない。また、情報収集によって目的物の価値が高まるということもない。このことから、社会全体にとって、情報収集にコストをかける意味がない。

モデル2では、数値により複数の均衡が成立しうるから、以下では3つの数値例でもつ

51) ラスムセン＝エアーズ論文320頁参照。特に錯誤無効を認めることが望ましいといえる一般的な条件が(3)式で示されている。

52) 内田・前掲注9)79頁。

て具体的に考えていくこととする⁵³⁾。

a 錯誤無効が認められない法制度下での均衡

(ケース 1) どちらの当事者も情報収集
(a) しないケース (両当事者にとって情報収集費用が高い場合)

まず、

$$\alpha=0.1, v_1=300, v_0=10, p_1=300, p_0=110, c_s=20, c_b=20, L=60$$

という数値例を考える⁵⁴⁾。この数値例の下では、売主・買主ともに情報収集を行わず、(売主、買主とも、相手方は情報収集を行っていないとの信念を抱いて) 価格

$$p^* = \alpha p_1 + (1-\alpha)p_0 = 0.1 \cdot 300 + 0.9 \cdot 110 = 129$$

で契約が成立するという均衡が実現する⁵⁵⁾。その理由は、以下の通りである。

まず、買主の受け入れ段階を考えると上記価格を受け入れたときの買主の利得は、買主にとっての品物の期待価値から価格を引いたものであるから 0 となる。そして、受け入れなかったときの買主の利得も 0 であるから、買主が上記価格を受け入れるのは最適反応となっている。

次に売主が価格を提示する段階を考える。売主が p^* を提示したときの売主の利得は、 $p^*=129$ となる。もし、売主がこの価格以下で提示したときにはその価格で取引が成立し、それが売主の利得となり、その値は p^* 以下となる。また、 p^* より大きい価格を提示したときには、取引は成立しないので、売主にとっての品物の期待価値が売主の利得となり、この値は $0.1 \cdot 300 + 0.9 \cdot 10 = 39$ となり、これも p^* より小さい。したがって売主が p^* を提示することも最適反応となっている。

続いて、売主が情報収集する段階を考える。売主が情報収集しないときの売主の利得

は、上記の議論より $p^*=129$ となる。仮に売主が情報を収集したときには、品物の価値が高いときにはそのことを買主に知らせて $p_1=300$ で、さもなくば情報を隠して価格 $p^*=129$ で売ることが最適となる。それゆえ、このときの売主の利得は、

$$\alpha p_1 + (1-\alpha)p^* - c_s = 0.1 \cdot 300 + 0.9 \cdot 129 - 20 = 126.1$$

となるが、これは p^* より小さいので結局売主は情報収集しないことが最適反応となる。

最後に、買主が情報収集する段階を考える。買主が情報収集しないときには、上記の議論から、売主が提示してくる価格 p^* を受け入れることとなるから、買主の利得は 0 となる。他方で、買主が情報収集したときには、品物の価値が高いときに限り売主が提示してくる価格 p^* を受け入れるから、買主の利得は、

$$(1-\alpha) \cdot 0 + \alpha(p_1 - p^*) - c_b = 0.9 \cdot 0 + 0.1 \cdot (300 - 129) - 20 = -2.9$$

となる。よって、前者の利得の方が後者のそれよりも大きいので、買主にとって情報収集しないことが最適反応となっている。

以上より上記の均衡が成立する。この均衡では、情報収集が行われることによる無駄を生じることなく、常に取引が成立するから、総利得は、

$$\alpha p_1 + (1-\alpha)p_0 = 129$$

となる。

(b) (ケース 2) 売主が情報収集するケース (売主の情報収集費用が低い場合)
次に、

$$\alpha=0.1, v_1=300, v_0=10, p_1=300, p_0=110, c_s=10, c_b=10, L=60$$

53) 以下、3つの数値例では c_s, c_b の値のみが異なっている。

54) これは、ラスムセン=エアーズ論文 328 頁の Equilibrium A に対応している。より一般的な議論は、同論文 340 頁 (i) を参照。

55) この p^* の定義は、モデル 1 におけるそれとは異なっていることに注意を要する。

という数値例を考える⁵⁶⁾。この数値例の下では、売主のみが情報収集を行い、品物の価値が高いときには、売主はその情報を買主に開示して $p_1=300$ で取引が成立し、低いときには、売主は情報を開示せず、そのとき買主は、目的物の価値は標準である確率が 1 であるとの信念を抱いて、 $p_0=110$ の価格で取引がなされる、という均衡が成立する。その理由は以下の通りである。

上記の均衡の下で買主は、売主が情報提供をしてくるかによって品物の価値を知ることができるから、買主が上記の価格を提示されたときこれを受け入れるのは最適反応となっているし、上記の価格以上では買主が受け入れることがないことから売主のこのような価格の提示は最適反応となっている。そして、買主は上記の通り自分で情報収集しなくとも品物の価値を知ることができるから、情報収集しないことが最適反応となることがいえる。

売主が情報収集する段階につき考えると、費用を負担して情報収集した場合には、それが高価値であるときには買主にその旨を伝え、 $p_1=300$ を提示して取引を成立させることにより $p_1-c_s=290$ の利得を得ることができ、低価値であるときには $p_0=110$ の価格で取引を成立させ、 $p_0-c_s=100$ の利得を得ることができるので、情報収集した際の売主の期待利得は $\alpha*(p_1-c_s)+(1-\alpha)*(p_0-c_s)=119$ となる。他方で情報収集をしない場合には、 $p_0=110$ でしか売れないからその額の利得を得るにとどまる。よって、売主が情報収集することが最適反応となる。

よって、以上の均衡が成立し、常に売主による情報収集を伴って取引が成立することから、総利得は、 $\alpha p_1+(1-\alpha)p_0-c_s=119$ となる。この均衡においては、ケース 1 における均衡とは異なり売主が情報収集を行うことで、

$c_s=10$ の分だけ無駄な費用が生じて非効率となくなってしまっている。

なお、ケース 2 においては、ケース 1 の均衡は成立しない。というのも、ケース 1 の均衡の下では売主は $p^*=129$ の利得を得るのに対し、ケース 1 の均衡における買主の戦略を所与としたとき、売主が情報収集をした場合には、 $0.1*300+0.9*129-10=136.1$ の利得を得ることとなる。よって、後者の利得の方が大きいから、売主が情報収集しないという戦略は最適反応とならず、ケース 1 の均衡は成立しない。

(ケース 3) 買主が情報収集するケース
(c) (売主の情報収集費用が高く、買主の情報収集費用が低い場合)

最後に

$$\alpha=0.1, v_1=300, v_0=10, p_1=300, p_0=110, c_s=20, c_b=10, L=60$$

という数値例を考える⁵⁷⁾。この数値例では混合戦略⁵⁸⁾の均衡のみが成立しうる。すなわち、売主は一定確率

$$\gamma = \frac{1-c_b}{\alpha(v_1-p^*)} \cong 0.415$$

で p_0 を、それ以外のときには $p^* \cong 0.1*300+0.9*110=129$ を提示し、買主は一定確率で情報収集を行うというものである。この均衡の下では、買主の利得は $\alpha\gamma(v_1-p_0) \cong 7.89$ 、売主の利得は $p_0=110$ となるから、総利得はおおむね 118 となる⁵⁹⁾。

なお、ケース 3 では、純粋戦略の均衡は存在しない。その理由は以下の通りである。

まず、買主が常に情報収集すると仮定する。このとき、(買主が常に情報収集しているとの信念を持った) 売主は $p_0=110$ を提示

56) これはラスムセン＝エアーズ論文 328 頁の Equilibrium C に対応している。より一般的な議論は、同論文 341 頁 (ii) を参照。

57) これはラスムセン＝エアーズ論文 328 頁の Equilibrium B に対応している。

58) おおまかにいえば、各プレイヤーが選択できる個々の戦略が純粋戦略であり、複数の純粋戦略をそれぞれ一定の確率でもって組み合わせたものが混合戦略である。より厳密な定義は、TADÉLIS, *supra* note 24 at 139 以下を参照。

59) この議論の詳細は、ラスムセン＝エアーズ論文 341 頁 (iii) 参照。

する。というのも、 $p_0=110$ を提示したときの売主の利得は110となるのに対し、 $p_1=300$ を提示したとき⁶⁰⁾の売主の利得は、 $\alpha p_1 + (1-\alpha)v_0 = 0.1 \times 300 + 0.9 \times 10 = 39$ となるため、前者の方が売主の利得が大きくなるからである。そうすると、買主は、目的物の価値にかかわらず取引を受け入れるのが望ましくなるので、情報収集する意味がなくなってしまう。故に、買主が常に情報収集する均衡は存在しない。

次に、買主が常に情報収集しないと仮定する。このとき、売主は、買主が受け入れる最高額である $p^*=129$ を提示する。買主にとっては、これを受けるか受けないかは無差別である⁶¹⁾から、これを受けると考えてよい。ところで、売主が $p^*=129$ を提示してくることを所与とすると、買主には、情報収集をして品物の価値が高いときにのみ取引を受け入れよう、というインセンティブが生じる。というのも、情報収集をして品物の価値が高いときにのみ取引を受け入れる、という買主の戦略の下では、買主の利得は、 $\alpha(p_1 - p^*) - c_b = 0.1 \times (300 - 129) - 10 = 7.1 > 0$ となるからである。よって、買主が情報収集をしないという純粋戦略を含む均衡は存在しない。

以上より、買主が確実に情報を収集しまたはしないという純粋戦略均衡は存在せず、上記のような混合戦略均衡のみが存在することになるのである。

b 錯誤無効を認める法制度下での均衡

この場合には、以上3つの数値例すべてにおいて誰も情報収集をせず、(売主、買主とも、相手方は情報収集を行っていないとの信念を抱いて) 価格 $p_0=110$ で取引が成立し、錯誤があるときは、売主は錯誤無効を主張するという均衡が成立する。その理由は以下の通りである。

目的物の価値が高い場合には、売主は錯誤無効の主張をすることが最適反応となる。というのも、錯誤無効の主張をしないときの利得は $p_0=110$ なのに対して、主張して目的物

を取り返した際の売主の利得は $v_1 - L = 240$ となり、後者の値の方が大きいからである。そして、価格受け入れの段階では買主は $p_0=110$ の価格を受け入れることが最適反応となる。なぜなら、この価格を受け入れたときの買主の利得は $(1-\alpha)(p_0 - p_0) + \alpha \cdot 0 = 0$ となり⁶²⁾、受け入れないときの利得0よりも小さくないからである。

売主が情報収集をする段階を考えると、情報収集しないときには $\alpha(v_1 - L) + (1-\alpha)p_0 = 129 - \alpha L$ が利得となる一方で、情報収集したときは $\alpha p_1 + (1-\alpha)p_0 - c_s = 129 - c_s$ となり、 c_s が $\alpha L = 6$ より大きい先の3つの数値例においては前者の方が大きいといえるので、売主が情報収集しないことが最適反応となる。なお、買主については、売主が後に錯誤無効の主張をすることが予測されることから、情報を得てもそれによって得をする余地がないので、情報収集しないことが最適反応となる。

よって、上記の均衡が成立し、売主の利得は123、買主の利得は0となるので、総利得は $123 + 0 = 123$ となる。

c 数値例の検討のまとめ

以上の検討をまとめると、以下の表のようになる。なお、表の各数値は、均衡における総利得を表している。

	錯誤無効を認めない	錯誤無効を認める
ケース1 (c_s, c_b 大)	129	123
ケース2 (c_s 小)	119	123
ケース3 (c_s 大, c_b 小)	118	123

各ケースにおいて、法制度ごとに均衡での総利得を比較すると、ケース1においては錯誤無効を認めない法制度が望ましくなるのに対して、残り2つの数値例においては錯誤無効を認める法制度が望ましいということとなる。

このような帰結が生じる理由は、以下の通りである。ケース1においては、情報収集の費用が大きいために錯誤無効を認めない法制度の下でも情報収集が行われない結果、錯誤

60) この場合、買主は、品物の価値が高いときに限り取引を受け入れる。

61) いずれにせよ、買主の利得は0である。

62) 品物の価値が高いときには、取引成立後に錯誤無効の主張がされる結果、買主の利得は0となる点に注意。

無効を認める法制度の方が、訴訟費用の分だけ非効率となってしまう。ケース2・3においては、情報収集の費用が小さい結果として、錯誤無効を認めない法制度で情報収集が行われてしまっており、この費用に伴う非効率の程度が、錯誤無効を認める法制度における訴訟費用に起因する非効率の程度を上回っている。

このことを一般化すれば、情報収集のコストが相対的に小さいときには錯誤無効を認める法制度が望ましくなり、情報収集のコストが相対的に大きいときは錯誤無効を認めない法制度が望ましくなるということが出来る⁶³⁾。

(2) モデルに関するコメント

モデル2についても錯誤の定義の不自然さや再契約の可能性の無視という点があるが、これが決定的な問題でない点はモデル1において論じた通りである。

加えて、先の数値例がそうであったように、モデル2では社会的な価値のない情報の収集しか考えていない⁶⁴⁾。これはまさしく本モデルの特徴であるとともに、限界でもあって、このモデルはこのような前提の下でしか妥当しない点に注意を要する。なお、モデル2のこのような前提とは対照的に、クロンマンの議論においては、情報は社会的価値を持つことが前提とされている⁶⁵⁾。これらの違いから、モデル2の下では、情報収集を抑制することが効率的になるのに対し、クロンマンの議論では、情報の収集を促進することが効率的になりうるのである。

3 モデル3

モデル3は、ラスムセン＝エアーズ論文336頁以下のModel3に対応するものであ

る。ここでは、法制度が総利益一定の下で利益の分散を減らすことによって、リスクの総量を減らすことができるような場面を考えている。特に、価格に誤記がある場合が念頭に置かれている。モデル3の内容は以下の通りである。

売主価値が0、買主価値がVであるような目的物の売買契約を考える。モデル3では売主・買主ともに品物の価値を知っていることが前提である。まず、売主は価格を提示する。ここで本来ならば買主の留保価格であるVを提示するはずであるが、 α の確率で誤って $p_1 < V$ を提示してしまうという形の錯誤(表示上の錯誤)に陥る⁶⁶⁾。仮に誤った価格を提示したとき、買主は f_b の確率でその誤りに気づくとする。続いて買主が承諾して契約が締結されると、価格に誤りのあることが明らかになる。そして、売主は法制度に従いLの費用で錯誤無効の主張をし、再び価格Vで買主に売ることができるというものである⁶⁷⁾。

(1) 数値例

以下では、

$$V=1000, p_1=100, f_b=0.6, \alpha=0.1, L=0$$

という数値例を考える。

まず、錯誤無効がおよそ認められない法制度の下での帰結を考える。最初に誤記のない場合を考えると、価格1000で取引が成立するから、売主の利益⁶⁸⁾は1000、買主の利益は0となる。次に誤記がある場合を考える。このとき、価格100で取引が成立するから、売主の利益は100、買主の利益は $1000-100=900$ となる。なお、このことは、買主が情報を得ていようが得ていまいが関係なく成立する。というのも、誤記があっても後に契

63) ラスムセン＝エアーズ論文330-331頁。なお、Lがある程度小さいことが前提されている。さもなければ、訴訟コストが禁止的に大きくなり、錯誤無効の主張できる制度とそうでない制度との区別がなくなってしまうからである。

64) ラスムセン＝エアーズ論文327頁。

65) Zhou, *supra* note 5, at 34.

66) このモデルは、モデル1・2とは異なり、もっぱら表示上の錯誤を問題としている。

67) 再取引を予定している点でモデル1や2と異なることに注意を要する。

68) 以下、モデル3においては、各プレーヤーに帰属する金銭評価された結果(outcome)を「利益」と便宜的によぶこととする。結果と利得の区別につき、TADELIS, *supra* note 24 at 7 参照。

約が無効とされる恐れがないから、買主は黙っていたほうが利益を大きくすることができるからである。

次に錯誤無効の主張が許される法制度の下での帰結を考える。誤記のない場合には同様に、売主の利益は 1000、買主の利益は 0 となる。誤記があり、買主がこれに気づいていない場合は、価格 100 でいったん取引が成立した後に売主による錯誤無効の主張がなされ価格 1000 で取引がなされることとなるから、売主の利益は 1000、買主の利益は 0 となる。他方、誤記があり買主がこれに気づいている場合には買主がこの情報を隠して取引に入ったとしても最終的に錯誤無効の主張がなされると予想することから、誤記があることを売主に伝えた上で価格 1000 にて取引が成立することとなる。したがって売主の利益は 1000、買主の利益は 0 となる。

これを表にすると以下の通りとなる。

	錯誤なし	共通錯誤	売主のみ錯誤	期待利益
売主利益 (無効なし)	1000	100	100	910
売主利益 (無効あり)	1000	1000	1000	1000
買主利益 (無効なし)	0	900	900	90
買主利益 (無効あり)	0	0	0	0

続いて、この帰結をカルドア＝ヒックス基準によって評価する。以上の数値例において、錯誤無効を認めない法制度からそれを認める法制度への、一方当事者から他方当事者への金銭的補償を伴う移行を考える。このとき、前者の法制度の下では、売主の期待利益は 910 であり、後者の法制度の下でのそれは 1000 であること、および後者の法制度の下では、売主は確実に 1000 の利益を得ることができることから、リスク回避的な売主は、前者から後者への法制度の移行に際して買主に対して 90 だけ支払ったとしても、後者の

法制度の方が好ましいと考えるだろう⁶⁹⁾。

他方で、売主からこのような補償を受けることで、買主の期待利益は、両法制度共通して 90 となる。加えて、後者の法制度の下で以上のような補償を仮定すると、前者の法制度におけるのとは異なり、買主は確実に 90 の利益を得ることができる。したがって、リスク回避的な買主は、以上のような補償を前提とすれば、後者の法制度を好むということができる⁷⁰⁾。したがって、本数値例の下では、少なくとも一方の当事者がリスク回避的であれば後者の法制度の方が望ましい（カルドア＝ヒックス的意味において効率的）ということができるのである。

ただし、この結論は $L > 0$ の場合一般に当然に拡張することはできない。というのも、 L が正のときには、その分だけ錯誤無効を認める法制度の下での売主の期待利益が小さくなるから、必ずしも売主から買主への補償が可能となる保証がないからである（例えば $L=200$ としたときには、錯誤無効を認める法制度の下での売主の期待利益が 992 に減少し、補償に費やせる額が小さくなる結果、両当事者のリスク回避の程度によっては、法制度間の移行に伴う補償が不可能となりうる⁷¹⁾）。

以上の検討から、少なくとも一方の当事者がリスク回避的であって、かつ、リスクの大きさおよびそれぞれの当事者のリスク回避の程度に比して、訴訟費用 L が十分に小さければ、錯誤無効を認める法制度が効率的ということとなる。

(2) モデルに関するコメント

モデル 3 においては取引費用なしに再契約がなされることを前提としていることから、モデル 1・2 の限界において論じたように、再契約にかかる取引費用を無視できないのではないかという疑問が生じる。しかし、錯誤ある取引によって損をした表意者が相手方から目的物を買戻すことを内容とする再取

69) リスク中立的な売主であったなら、90 だけ支払ったとき両法制度は無差別となる。

70) リスク中立的な買主なら無差別となる。

71) ラスムセン＝エアーズ論文 338 頁では、 $L > 0$ の場合一般に錯誤無効を認める法制度が望ましいかのように書かれているが、この部分は正確さを欠くといわざるを得ない。ただし、同論文 336-337 頁においては、リスクと訴訟費用のトレードオフに言及している。

引が問題となるモデル1とは異なり、ここで問題となる取引は錯誤無効によって目的物が取り返され錯誤ある取引が精算された後に再取引をするというものであるから、モデル1におけるよりもその心理的費用は小さいといえることができそうである。したがって、モデル3で再契約を前提したとしてもそれには一定の妥当性を認めうるし、モデル1の議論と必ずしも平仄が合わないわけではない。

IV. 経済分析の観点から見た日本の民法95条の解釈論

1 「錯誤」

まず、表示上の錯誤、内容の錯誤、および動機の錯誤を区別することの意義を論じる。そのために以下では、各モデルの分析から理解される、錯誤無効を認める根拠を確認したうえで、効率性の観点から以上の区別の意義を考えていくこととする。

モデル1においては、錯誤のある取引から負の余剰が生じる場合であって、かつ、資源配分の非効率の度合いが訴訟費用に比べて大きい場合に限り、一方当事者にさえ錯誤があれば無効主張が認められる法制度が望ましい、という一般化が可能であった。したがって、モデル1の分析からは、負の余剰の生じる取引の効力を否定することで資源配分の非効率を回復することが、錯誤無効を認める根拠であるといえることができる。それゆえ、モデル1の観点から錯誤無効の要件を考える際には、主に錯誤によって負の余剰が生じうるかが問題とされ、この観点から錯誤の区別の意義を検討すべきである。そうすると、3つの錯誤の類型はいずれも、各当事者に目的物の価値の認識を誤らせることを通じて、負の余剰をもたらさう。それゆえ、モデル1の分析からは、以上のような錯誤の区別の意義を見いだしたい。

モデル2においては、情報が社会的価値を有さないという前提の下、情報収集のコストが相対的に小さいときには錯誤無効を認める法制度が望ましくなり、情報収集のコストが相対的に大きいときは錯誤無効を認めない法

制度が望ましくなる、ということができた。したがって、モデル2の分析からは、無駄な情報収集を抑止することが錯誤無効を認める根拠だといえる。それゆえ、モデル2の下で錯誤の3種類の意義を検討するには、これらの種類の差が情報収集コストに与える影響を考えるべきこととなる。この点につき、表示上の錯誤および内容の錯誤が表示上の効果意思と内心的効果意思の不一致を問題にするのに対し、動機の錯誤は内心的効果意思を形成する動機と外界の事実との齟齬を問題とする、という違いはあるものの、いずれも内心的効果意思や動機といった表意者の主観を問題とする点において、一定の情報収集コストを生じさせるものであり、どちらの費用がより小さいということは当然には導けないように思われる。ただし、内心的効果意思についてはその齟齬の基準となる意思表示が存在するのに対し、動機の場合には、特にそれがおよそ外部に表示されないとき、意思表示から動機の錯誤の存在をうかがい知ることは難しいため、IV 2(1)で論じる通り、情報収集の費用が前者と比較して大きくなるおそれがある。なお、情報の社会的価値ということは、どの種類の錯誤かということとは論理的関係を有さないだろう。以上より、モデル2の分析からは、表示なき動機の錯誤をそれ以外の錯誤から区別する意義を肯定しうる。

モデル3においては、少なくとも一方の当事者がリスク回避的であって、かつ、それぞれの当事者のリスク回避の程度に比してLが十分に小さければ、錯誤無効を認める法制度が効率的である、ということができた。よって、錯誤無効を認める根拠は、(代金額につき)表示上の錯誤のある取引が生むリスクをなくすことに求められる。この分析は、もっぱら表示上の錯誤に妥当するものであるから、表示上の錯誤をそれ以外の錯誤から区別する意義を説明する理屈といえることができる。

以上の検討から、表示なき動機の錯誤および表示上の錯誤を区別することは正当化可能であるが、それ以外の区別、特に表示された動機の錯誤と内容の錯誤の区別は正当化しがたい。この結論は、我が国の民法学説が、か

つて採用していた(表示の有無にかかわらず)動機の錯誤を内容の錯誤と峻別し、前者についてはおよそ95条の適用対処から除外するという見解を廃棄し、表示ある動機の錯誤には95条の適用対象となる可能性を認めた⁷²⁾ことと整合する。ただし、内容の錯誤と動機の錯誤とは、不一致を問題としている対象が異なることから、これらの区別に教育的意義があることは否定しがたいように思われる。

2 「法律行為の要素」

(1) 意思表示の内容化

表示上の錯誤および内容の錯誤が当然にこの要件を充足することは前述の通りであるから、特におよそ表示がなく外部に現れていない動機の錯誤をこの要件が排除するという点に着目し、効率性による正当化の可否を論じる。この局面では、モデル1を直接に用いるのは不可能であると思われる。というのも、表示の有無ということには関わらず資源配分の非効率ということは問題となりうるからである。

ただし、このことはモデル1によりこの要件を正当化することがおよそ不可能であることを意味しない。なぜなら、およそ表示もしないような事柄はそもそも表意者にとっては重要でないこと、すなわち主観的因果関係の不存在を推認し、それとは逆に表示したことは多少なりとも主観的因果関係を推認すると思われるからである。そして後述の通り、主観的因果関係はモデル1の観点から一定の限度で正当化が可能であるから、結局モデル1によっても、主観的因果関係を介することによって、本要件を間接的に正当化することができると思われる。

では、モデル2の観点からはどうか。先に述べたように、動機の表示の有無というのは、動機の錯誤の有無についての相手方が情報収集するコストの大小ということに直結するのではないと思われる。すなわち、動機の表示のあるときは、その動機にかかる事実

のみを調査すれば調査が完了するということから、調査の費用が低くなる傾向にあると考えられる。他方で、表示されざる動機について情報収集するには、論理的にはありとあらゆる事実の手を伸ばす必要が生じる点で、調査の費用が莫大なものとなることが十分考えられる。それゆえ、前者の方がかえって過剰な情報収集につながる恐れがある。したがって、モデル2の分析によれば、動機の表示がある場合に錯誤無効を認めることによって過剰な情報収集を抑止でき、効率性の観点から望ましい結果につながるということがいえそうである。

なお、この要件はもっぱら動機の錯誤にかかるものゆえ、モデル3の分析は問題とならない。

(2) 主観的因果関係

この要件は、モデル1の分析によって、錯誤無効を基礎づける中心的な役割を果たす要件としてある程度は正当化できると考えられる。モデル1の分析によれば、錯誤無効を認めることが正当化されるためには、錯誤ある取引から負の余剰が生じること、すなわち $b_1 < 0$ (これは $v_1 > p_1$ と同値)であることが必要であった。主観的因果関係が否定される場合には、錯誤がなかったとしても同一の意思表示がなされるといえることから、 $b_1 \geq 0$ であることが担保される。そうするとこの場合には、 $b_1 < 0$ であるという可能性は論理的に排除されるから、モデル1の分析の観点からすれば錯誤無効とする前提を欠き、錯誤無効を否定することが正当化される。ただし、主観的因果関係が肯定されるからといって、そのことのみによって当然に無効を基礎づけるわけではない点には注意を要する。なぜなら、主観的因果関係が肯定される場合には、錯誤がなければ同一の意思表示がなされなかったはずであることがいえるだけであって、対価の調整等によって修正された意思表示がなされ取引が行われる余地のなかったことまでいえるわけではない。そして、後者の余地さえあれば $b_1 \geq 0$ がいえるので、むしろ契約を無効とすることは望ましくないにもか

72) 中松櫻子「錯誤」星野英一編『民法講座1』387頁、417-418頁(有斐閣、1984)参照。

かわらず無効とされる余地が残る。したがって、モデル1の分析からは、主観的因果関係をもって錯誤無効を認めるのは広すぎるといわざるを得ない。このことは、主観的因果関係の要件が $b_1 < 0$ であることの必要条件に過ぎず、十分条件ではないことの帰結である。

モデル2の分析からも、以下のような正当化が可能であると考えられる。すなわち、主観的因果関係が存在しないことは、錯誤ある事項が表意者にとって重要でないことを意味する。それゆえ、表意者にとって重要でないことまで表意者が情報収集する場合には、重要事項についての調査的を絞ることによって費用を削減できるのとは対照的に、実際上およそありとあらゆることを調査することとなりかねないから、表意者にとっての情報収集コストは大きくなる傾向にあるといえよう。

他方で、このことから、(表意者の利得がある程度知っている)相手方も、当該事項が表意者にとって重要でないと推測するはずである。それゆえ、相手方が情報収集する際にも、表意者におけるのと同様に情報収集費用が嵩んでしまう傾向にあると考えられる。逆に、主観的因果関係が肯定される場合には、そのような重要事項に限って調査を行うことにより、表意者・相手方ともに情報収集費用を低くおさえる。

以上より、主観的因果関係の要件は、情報収集費用の大小をある程度推認させることから、モデル2の分析によって正当化可能だといえる。ただし、この議論は情報収集費用につき一応の傾向を示すものにとどまるため、その正当化はきわめて大まかなものといわざるを得ない。

また、表示上の錯誤に限定すれば、モデル3の観点からも一応の正当化が可能だと考えられる。すなわち、主観的因果関係の不存在は、錯誤の有無にかかわらず表意者が当該意思表示を行うことを意味するから、当該錯誤の有無による表意者の利得の変動が小さいことを含意する。それゆえ、錯誤のある取引に伴うリスクは、小さくなる傾向にあるといえる。したがって、主観的因果関係の不存在は、訴訟費用 L を固定すれば錯誤無効を否

定する方向に働く。逆に、この要件の存在はリスクが大きいことを推認するといつてよい。以上より、モデル3の分析からも一応の正当化が可能である。

(3) 客観的重要性

まず、この要件にモデル1の分析を直接に援用することはやや困難である。というのも、通常人がどう考えるかということは、表意者の目的物の主観的評価如何ということには直接につながるわけではないからである。ただし、モデル1の仮定を緩めれば、主観的因果関係の認定の補助という限度でモデル1の観点からも正当化が可能ではないかと考えられる。すなわち、主観的因果関係はもっぱら表意者の目的物の主観的価値に依存するものであるから、モデル1の仮定とは異なり、現実には相手方は必ずしもこれを認識しているわけではないし、裁判所にとっても認定が難しいと思われる。また、表意者としても錯誤無効の主張を認めてもらおうと嘘をつくインセンティブがある。このことから、主観的因果関係を直接に問題とすることには場合によっては困難が認められる。

他方で、ある程度均質な社会においては、客観的重要性から主観的因果関係を推認するということが可能である。それゆえ、客観的重要性の要件は、相手方が表意者の利得構造を必ずしも知らない、あるいは裁判所に対するその立証が困難であるという現実に対応して、主観的因果関係の認定の正確性を担保する機能をもつとみることができから、その限度でモデル1の分析による正当化が可能となるのである。

次に、モデル2の分析からこの要件を正当化することが可能であるように思われる。すなわち、客観的重要性が肯定されるような事項は、その重要性故に当事者にとって目につきやすい事項ということができらる。そうであるならば、表意者・相手方ともに当該事項に絞って情報収集することが可能となる結果として、情報収集コストが小さくなることが予想される。それゆえ、過剰な情報収集を防ぐために錯誤無効を認めるというモデル2の議論が当てはまると考えられる。また、客観的重要性が否定される場合には上記の議

論と逆のことがいえると思われる。ただし、この議論もIV 2(2)におけるのと同様に、大まかな正当化にとどまらざるを得ない。

なお、表示上の錯誤に限り、かつ利得構造の不知ということを検討すれば、モデル3の分析による一応の正当化も可能であろう。すなわち、モデル1の議論と同様に、客観的因果関係の存在は、主観的因果関係の存在を推認することを通じて、錯誤のもたらすリスクが大きくなりがちであることを導く。逆に、客観的重要性のないときは、リスクは小さくなりやすい。それゆえ、客観的重要性の要件を大まかに正当化できるのである。

3 「重大な過失」

この要件は、本稿で展開したモデルの分析をそのまま適用したのでは、正当化するのが困難であるといわざるを得ない。

まず、重過失の有無ということは目的物の主観的価値には影響を及ぼさないであろうから、モデル1の議論は、その前提をすべて維持するなら、この要件とは無関係と考えられる。しかし、モデル1の仮定を緩めるなら重過失要件の正当化の可能性が見えてくる。例えば、モデル1においては、価値の高い品物の紛れ込む可能性 α は一定であることが仮定されていたが、このことは自明でない。すなわち、各当事者の対策如何によっては、この値を小さくすることが考えられるのである。このような場合には、重過失要件によって表意者の錯誤無効の主張を防ぐことで、表意者に α を小さくする行動をするインセンティブを付与しうる。このように、 α の操作可能性を仮定すれば重過失要件を正当化する余地がある。

また、モデル1では、錯誤無効の主張に伴う訴訟費用は、売主にのみかかることが仮定されていた。しかし、実際には訴訟費用は買主にもかかる。それゆえ、このような外部不経済を表意者において内部化し、表意者の事

前の注意や錯誤無効の主張についての適切なインセンティブを与えるため、重過失要件があるということも可能のように思われる。ただし、錯誤無効を封じるという手法は、資源配分の非効率を放置することになりうることから、訴訟費用の算定にコストが伴うことを考慮しても、むしろ損害賠償によって解決する方が適切のように思われる⁷³⁾。

モデル2は情報収集のインセンティブという点に関わりはあるが、モデル2では社会的価値のない情報を前提として議論を組み立てている結果として、情報収集を行うことは望ましくないという帰結になるところ⁷⁴⁾、重過失要件による錯誤無効の主張の制限はむしろ情報収集のインセンティブを与えるものであるから、モデル2の帰結とは正反対の規律であるといわざるを得ない。ただし、モデル2の前提を緩めて社会的価値のある情報を考えたとき、錯誤無効の主張を制限することで表意者の情報収集のインセンティブを付与することは意味のあることであるから、このようにモデル2の前提を変更することで正当化が可能かもしれない。

錯誤無効の制限は一般にリスクを増加させると思われるから、モデル3の観点からの正当化も困難だろう。ただし、モデル3においては、錯誤無効の主張により訴訟費用の分だけロスが生じるから、この費用がある程度大きいときに、事前の(軽微な)注意によって訴訟費用の発生を防ぐ、という理屈で正当化が可能かもしれない。

V. おわりに

IVでの検討は、以下のようにまとめることができよう。モデル1の観点からは、錯誤の分類を正当化することはできなかったが、「法律行為の要素」の要件については、主観的因果関係の要件を中心として、一定の限界はあったものの相当程度緻密な正当化ができた。モデル2の観点からは、表示ある動機の

73) 我妻・前掲注8) 303頁は、錯誤に伴う損害賠償請求につき、解釈論としてはこのような処理を否定しているものの、立法論としては肯定しており、このような既存の学説とも整合しうる解決であるといえる。

74) ラスムセン=エアーズ論文 327頁。

錯誤を区別することをうまく正当化できたが、「法律行為の要素」の要件の正当化は大まかなものにとどまった。モデル3の観点からは、表示上の錯誤を区別することは十分に正当化できたものの、「法律行為の要素」の要件は大まかにしか正当化できなかった。そして、重過失要件については、各モデルの分析をそのまま用いて正当化する、ということではできなかったが、モデルの仮定を緩めることで、正当化の可能性を見いだすことができた。

以上より、効率性の観点から我が国の錯誤に関する法制度には一定の合理性があることが認められる。

なお、以上の検討を前提に解釈論的提案を行うとすれば、モデル2・3による正当化はきわめて大まかなものにとどまったのに対し、モデル1からは相当程度緻密な議論が可能であったこと、モデル1の観点からすれば b_1 の正負が錯誤無効の分水嶺となること、および上述の通り、モデル1の分析からは、従来の主観的因果関係の観念は錯誤無効を認めすぎる嫌いのあることを合わせて考えるなら、主観的因果関係の認められる場合をより限定し、表意者は錯誤に陥っていなかったとしても、対価などの他の条件を調整して意思表示をいただろうといえる場合にも、主観的因果関係がないとして錯誤無効を認めないものと解するべきだといえる⁷⁵⁾。

(あかばね・としみ)

75) ラスムセン=エアーズ論文323頁は、アメリカ法のMistakeの法理におけるbasic assumptionの要件に関して、類似の議論をしている。我が国においてもこのような理解は、前注22)で指摘したような、意思表示における些細な差は意思表示の同一性を害さないという理屈を介することによって、伝統的通説に取り込む、ないしすでに取り込まれていると理解することも可能かもしれない。